

## 高齢者在宅福祉サービスのご案内

世田谷区が実施する介護保険外のサービス（一部、地域支援事業（任意事業）として実施しているものもあります。）のうち、主に要支援・要介護の状態の高齢者を対象とした高齢者在宅福祉サービスをご案内します。ケアプラン検討時の参考としていただければ幸いです。

注 それぞれのサービスは、区のホームページにも掲載しています。

この紙面（PDFファイル）にはURLにリンクを設定していますのでご活用ください。

注 また、この紙面の事業・サービスの欄に、「ページ番号」を掲載しています。区トップページの上にある検索窓に「ページ番号」を入れて検索すると直接ご覧いただけます。



### 1 要支援・要介護の状態になった場合に利用できる区のサービス

要支援・要介護の状態になった場合に利用できる区のサービスを「せたがやシルバー情報」から抜粋しました。詳しくは、「3 相談窓口等」の総合支所保健福祉センター保健福祉課またはあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）にお問い合わせください。

また、問い合わせが多く寄せられる事項も掲載（「留意事項」の箇所）しています。あわせてご確認ください。

注 表中「掲載頁」は、せたがやシルバー情報（令和3年度～令和5年度）掲載ページです。

掲載頁	要支援・要介護の状態になった場合に利用できる区のサービス								
54	<p><b>訪問理美容サービス</b> ねたきりなどの理由で理美容店に行くことが困難な方のために、ご家庭に理美容師が訪問して理美容を行います。</p> <table border="1"> <tr> <td>対象者</td> <td>65歳以上で要介護3～5の方で理美容店に行くことが困難な方</td> </tr> <tr> <td>利用者負担金</td> <td>1回1,000円</td> </tr> <tr> <td>利用方法</td> <td>理美容券を年間6枚までお渡しします。 利用するときは、協理美容店に直接連絡して予約をしてください。 訪問理美容券と利用者負担金は、訪問した理美容師に直接お渡しください。 なお、洗髪は行いません。</td> </tr> <tr> <td>留意事項</td> <td>・年度途中に対象要件を満たさなくなった場合、券が残っていても使用できません。</td> </tr> </table> <p><b>訪問理美容サービス</b>  <a href="#">目次から探す</a> &gt; <a href="#">福祉・健康</a> &gt; <a href="#">高齢・介護</a> &gt; <a href="#">高齢者の各種サービス</a> &gt; <a href="#">介護が必要な方へのサービス</a> &gt; <a href="#">訪問理美容サービス</a>  <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/001/d00007037.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/001/d00007037.html</a> ページ番号 7037  <b>【問合せ・申込み】</b> 住所地のあんしんすこやかセンター又は総合支所保健福祉課</p>	対象者	65歳以上で要介護3～5の方で理美容店に行くことが困難な方	利用者負担金	1回1,000円	利用方法	理美容券を年間6枚までお渡しします。 利用するときは、協理美容店に直接連絡して予約をしてください。 訪問理美容券と利用者負担金は、訪問した理美容師に直接お渡しください。 なお、洗髪は行いません。	留意事項	・年度途中に対象要件を満たさなくなった場合、券が残っていても使用できません。
対象者	65歳以上で要介護3～5の方で理美容店に行くことが困難な方								
利用者負担金	1回1,000円								
利用方法	理美容券を年間6枚までお渡しします。 利用するときは、協理美容店に直接連絡して予約をしてください。 訪問理美容券と利用者負担金は、訪問した理美容師に直接お渡しください。 なお、洗髪は行いません。								
留意事項	・年度途中に対象要件を満たさなくなった場合、券が残っていても使用できません。								
54	<p><b>紙おむつの支給・おむつ代の助成</b> ねたきりなどで失禁状態にあり、おむつを必要とする状態が2か月以上続いている方に、紙おむつを支給します。支給する種類・枚数などは区が指定する商品の中から選べます。入院等で、おむつの支給が行えない場合は、代わりにおむつ代の一部助成を受けられます。おむつ代助成は、退院後に遡っての申請はできません。</p>								

対象者	おむつを必要とする状態が2か月以上続いていて次のいずれかに該当する方。ただし介護保険施設（特別養護老人ホーム等）に入所している場合は対象となりません。 65歳以上で要介護3～5の方。病院に入院している場合、要介護認定は不要です。 40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者の方で要介護3～5の方。病院に入院している場合でも要介護認定が必要です。
利用者負担金	紙おむつの支給は、ひと月あたり500円
利用方法	紙おむつ支給は、月1回自宅に配送します。 おむつ代助成は、月額5,000円を助成の限度とします。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>紙おむつの支給詳細は、別添「紙おむつ支給事業のご案内」をご参照ください。</li> <li>おむつ代助成は、病院に入院している間、紙おむつ支給に代え、おむつ代の一部を助成するものです。退院後は受給資格が消滅するため、新規申請ができないほか、廃止又は紙おむつ支給への変更が必要となるため、保健福祉課への連絡が必要です。再度入院し、受給を希望する場合は再度利用申請が必要です。</li> <li>支給・助成の対象となるのは申請をした月以降からです（遡及はありません）。</li> </ul>

### 紙おむつの支給・助成

目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 高齢者の各種サービス > 介護が必要な方へのサービス > 紙おむつの支給・助成

<https://www.city.setagaya.lg.jp/theme/008/005/003/d00007035.html> ページ番号 7035

【問合せ・申込み】住所地のあんしんすこやかセンター又は総合支所保健福祉課

- 54 **寝具乾燥サービス**  
身体的条件または住宅環境などにより、寝具を干すことが困難なねたきりなどの方の寝具を乾燥、水洗いするサービスです。

対象者	65歳以上で要介護3～5の方で寝具を干すことが困難な方
利用方法	1年に乾燥・消毒10回、水洗い2回を行います。 1回に利用できるのは、敷布団、掛布団、毛布、マットレスなど合計4枚までです。 作業日はそのつど利用者に事業者が連絡し、寝具を引き取りに伺います。乾燥は当日渡し、水洗いは翌日渡しとなります。
留意事項	・羽毛布団、二つ折りの分厚いマットレスは対象になりません。

### 高齢者寝具乾燥サービス

目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 高齢者の各種サービス > 介護が必要な方へのサービス > 高齢者寝具乾燥サービス

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/001/d00007279.html> ページ番号 7279

【問合せ・申込み】住所地のあんしんすこやかセンター又は総合支所保健福祉課

- 55 **高齢者見守りステッカー**  
認知症により外出先から帰れないなどの不安がある方へ、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ事前に登録していただいたうえで、登録番号と「高齢者安心コール」の電話番号を掲載しているステッカーを1人20枚配付します。

対象者	次のいずれにも該当する方。 要介護1以上の認定を受けている方 認知症により外出すると戻れないことが「ときどきある」、「常にある」状態の方
利用方法	事前に、氏名や住所のほか緊急連絡先などを区へ登録していただくことで、緊急時に警察などからの照会に迅速に緊急連絡先へ連絡することができます。 【登録事項】住所、氏名、生年月日、電話番号、緊急連絡先（2名）
留意事項	・警察や消防に保護され、照会があったときに、ステッカーの登録番号から緊急連絡先の情報を提供します。

### 高齢者見守りステッカーを配付します

目次から探す > 福祉・健康 > 高齢・介護 > 高齢者の各種サービス > その他のサービス > 高齢者見守りステッカーを配付します

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/004/d00153007.html> ページ番号 153007

【問合せ・申込み】高齢者安心コール 電話 03-5432-1010 FAX03-5432-1030

55	<p><b>リフト付タクシー</b></p> <p>障害や高齢により、外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方に、介護タクシーを利用する際に予約料及び迎車料相当額を補助する「予約料・迎車料補助券」を交付します。さらにストレッチャーを使用することがある方には、ストレッチャー使用料が免除となる「ストレッチャー料免除券」を交付します。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 423 427 629">対象者</td> <td data-bbox="435 423 1476 629">区内在住で外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方で、次の～いずれかに該当する方 身体障害者手帳 下肢、体幹、内部または平衡機能障害1～3級、脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級 愛の手帳1・2度 介護保険制度による要介護度3～5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 636 427 734">利用方法</td> <td data-bbox="435 636 1476 734">ストレッチャーを使用される方の予約が優先となる区の借上げ車両を、メーター運賃のみで利用できます。ただし、事前に登録が必要です。なお、介助は利用者の付き添いの方をお願い致します。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 741 427 770">留意事項</td> <td data-bbox="435 741 1476 770">・補助券等が利用できるのは、区の契約事業者に限ります。</td> </tr> </table> <p><b>リフト付タクシー及び予約料・迎車料補助券、ストレッチャー料免除券</b></p> <p>目次から探す &gt; 福祉・健康 &gt; 高齢・介護 &gt; 高齢者の各種サービス &gt; 介護が必要な方へのサービス &gt; リフト付タクシー及び予約料・迎車料補助券、ストレッチャー料免除券</p> <p><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/001/d00031057.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/001/d00031057.html</a> ページ番号 31057</p> <p>【問合せ・申込み】住所地のあんしんすこやかセンター又は総合支所保健福祉課</p>	対象者	区内在住で外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方で、次の～いずれかに該当する方 身体障害者手帳 下肢、体幹、内部または平衡機能障害1～3級、脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級 愛の手帳1・2度 介護保険制度による要介護度3～5	利用方法	ストレッチャーを使用される方の予約が優先となる区の借上げ車両を、メーター運賃のみで利用できます。ただし、事前に登録が必要です。なお、介助は利用者の付き添いの方をお願い致します。	留意事項	・補助券等が利用できるのは、区の契約事業者に限ります。		
対象者	区内在住で外出時の移動手段として常時車いすを使用している方やストレッチャーを使用することがある方で、次の～いずれかに該当する方 身体障害者手帳 下肢、体幹、内部または平衡機能障害1～3級、脳性まひ等による運動機能障害1～3級、視覚障害1・2級 愛の手帳1・2度 介護保険制度による要介護度3～5								
利用方法	ストレッチャーを使用される方の予約が優先となる区の借上げ車両を、メーター運賃のみで利用できます。ただし、事前に登録が必要です。なお、介助は利用者の付き添いの方をお願い致します。								
留意事項	・補助券等が利用できるのは、区の契約事業者に限ります。								
57	<p><b>電磁調理器・自動消火装置・ガス安全システムの給付</b></p> <p>より安全で安心な居宅での生活を確保するため、住宅用防災機器を給付します。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="282 1093 427 1160">対象者</td> <td data-bbox="435 1093 1476 1160">65歳以上で要支援、要介護1～5の方、ひとり暮らしの方 種目により対象者・給付条件が異なります。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1167 427 1265">利用者負担金</td> <td data-bbox="435 1167 1476 1265">種目ごとの基準額の1割 保険料第1～第6段階の方は、利用者負担が免除されます。(実際の給付額が下回る場合はその額、基準額を超えた分は別途利用者負担)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1272 427 1339">利用方法</td> <td data-bbox="435 1272 1476 1339">事前にお申し込みください。購入後の申込みは、対象になりません。 借家の場合は、家主の承諾が必要です。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="282 1346 427 1444">留意事項</td> <td data-bbox="435 1346 1476 1444">・「ひとり暮らし」とは、一緒に生活している家族などがいない65歳以上の方で近隣(徒歩5分以内)に、いつもその方の様子を知ることができる18歳以上65歳未満の親族のいない方です。</td> </tr> </table> <p><b>火災安全システムの給付</b></p> <p>目次から探す &gt; 福祉・健康 &gt; 高齢・介護 &gt; 高齢者の各種サービス &gt; ひとり暮らし・高齢者のみ世帯の方へのサービス &gt; 火災安全システムの給付</p> <p><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/002/d00007041.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/002/d00007041.html</a> ページ番号 7041</p> <p>【問合せ・申込み】住所地の総合支所保健福祉課</p>	対象者	65歳以上で要支援、要介護1～5の方、ひとり暮らしの方 種目により対象者・給付条件が異なります。	利用者負担金	種目ごとの基準額の1割 保険料第1～第6段階の方は、利用者負担が免除されます。(実際の給付額が下回る場合はその額、基準額を超えた分は別途利用者負担)	利用方法	事前にお申し込みください。購入後の申込みは、対象になりません。 借家の場合は、家主の承諾が必要です。	留意事項	・「ひとり暮らし」とは、一緒に生活している家族などがいない65歳以上の方で近隣(徒歩5分以内)に、いつもその方の様子を知ることができる18歳以上65歳未満の親族のいない方です。
対象者	65歳以上で要支援、要介護1～5の方、ひとり暮らしの方 種目により対象者・給付条件が異なります。								
利用者負担金	種目ごとの基準額の1割 保険料第1～第6段階の方は、利用者負担が免除されます。(実際の給付額が下回る場合はその額、基準額を超えた分は別途利用者負担)								
利用方法	事前にお申し込みください。購入後の申込みは、対象になりません。 借家の場合は、家主の承諾が必要です。								
留意事項	・「ひとり暮らし」とは、一緒に生活している家族などがいない65歳以上の方で近隣(徒歩5分以内)に、いつもその方の様子を知ることができる18歳以上65歳未満の親族のいない方です。								
64	<p><b>住宅改修費の助成</b></p> <p>身体状況から住宅を改修する必要がある方に、改修費の一部を助成します。助成は2種類あり、要件が異なります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="282 1800 427 1830"></th> <th data-bbox="435 1800 740 1830">予防改修</th> <th data-bbox="748 1800 1492 1830">設備改修</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="282 1836 427 2065">対象者</td> <td data-bbox="435 1836 740 2065">65歳以上で介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため住宅改修が必要と認められる方。</td> <td data-bbox="748 1836 1492 2065">65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下のため、既存の設備の使用が困難な方。 ただし、所得制限があります。(世帯全員の前年所得の合計額6,232,000円以下)。また洋式便器への取りかえおよび浴槽の取りかえは、介護保険で同様の工事を実施していない方に限ります。</td> </tr> </tbody> </table>		予防改修	設備改修	対象者	65歳以上で介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため住宅改修が必要と認められる方。	65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下のため、既存の設備の使用が困難な方。 ただし、所得制限があります。(世帯全員の前年所得の合計額6,232,000円以下)。また洋式便器への取りかえおよび浴槽の取りかえは、介護保険で同様の工事を実施していない方に限ります。		
	予防改修	設備改修							
対象者	65歳以上で介護保険の要介護認定で要支援・要介護に該当しなかった方のうち、身体機能の低下のため住宅改修が必要と認められる方。	65歳以上で介護保険の要介護認定の申請をした方のうち、身体機能低下のため、既存の設備の使用が困難な方。 ただし、所得制限があります。(世帯全員の前年所得の合計額6,232,000円以下)。また洋式便器への取りかえおよび浴槽の取りかえは、介護保険で同様の工事を実施していない方に限ります。							

利用者負担	基準額（実際の工事が下回る場合はその額）の1割～3割です。予防改修は、介護保険料第1段階の方は、費用負担が免除されます。また、基準を超える分は利用者負担となります。	
対象工事及び助成基準額	手すりの取り付け、段差の解消等、介護保険の住宅改修と同じ工事：基準額 200,000 円	以下の工事が対象です。基準額は種目により異なります。浴槽の取りかえ及び付帯工事：基準額 379,000 円 流し・洗面台の取りかえ及び付帯工事：基準額 156,000 円 和式から洋式便器への取替及び付帯工事：基準額 106,000 円
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険居宅介護住宅改修費支給、介護予防住宅改修費支給とは異なります。</li> <li>・改修後のご相談は助成対象になりません。改修を開始する前にご相談ください。</li> <li>・新築および増築の場合は助成の対象になりません。</li> </ul>	
<b>高齢者向け住宅改修の助成・相談</b>		
<a href="#">目次から探す</a> > <a href="#">福祉・健康</a> > <a href="#">高齢・介護</a> > <a href="#">高齢者の各種サービス</a> > <a href="#">住宅改修等のサービス</a> > <a href="#">高齢者向け住宅改修の助成・相談</a> <a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/003/d00007052.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/003/d00007052.html</a> ページ番号 7052 <b>【問合せ・申込み】</b> 住所地の総合支所保健福祉課		

## 2 世田谷区が実施する高齢者福祉サービス等（全般）

### （1）せたがやシルバー情報（令和3年度～令和5年度）

区では、区が実施している高齢者福祉サービスや介護保険制度を中心にまとめた「せたがやシルバー情報（冊子）」を3年毎発行し、65歳以上の方がいる世帯にお配りしています。

冊子中、12～15ページ「対象者別サービス一覧表」により、区が実施する主なサービスとご利用いただける方をご確認いただけます。

「せたがやシルバー情報（令和3年度～令和5年度）」を発行しました

[目次から探す](#)>[福祉・健康](#)>[高齢・介護](#)>[高齢者施策に係る計画・方針等](#)>[「せたがやシルバー情報（令和3年度～令和5年度）」を発行しました](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/007/d00162876.html> ページ番号「162876」

【お問合せ】高齢福祉課管理係 電話 03-5432-2397 FAX 03-5432-3085

### （2）高齢者の各種サービス

区が、介護保険外の事業・サービス（一部、地域支援事業（任意事業）として実施）として行っている各種サービスを、まとめたページです。

注 制度改正等により変更が生じることがあります。区のホームページ、区のおしらせ（広報せたがや）及びあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）等の窓口で配布する各サービスのちらしもあわせてご参照ください。

高齢者の各種サービス

[目次から探す](#)>[福祉・健康](#)>[高齢・介護](#)>[高齢者の各種サービス](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/index.html> ページ番号「003544」

注 区の高齢者配食サービスは、令和3年3月31日をもって事業を終了しました。民間配食サービスをご検討される際の参考として、区ホームページに世田谷区内配食サービス事業者一覧を掲載しています。

配食サービス（令和3年3月31日終了） - 世田谷区内配食サービス事業者一覧

[目次から探す](#)>[福祉・健康](#)>[高齢・介護](#)>[高齢者の各種サービス](#)>[ひとりぐらし・高齢者のみ世帯の方へのサービス](#)>[配食サービス（令和3年3月31日終了）](#)

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/004/002/d00141506.html>

ページ番号「141506」

### 3 相談窓口等

掲載頁	相談窓口
16～21	<p><b>あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）</b>            あんしんすこやかセンターでは区の保健福祉サービスの紹介、一部の保健福祉サービスの申請受付、介護保険要介護認定の申請受付などを行っています。            障害のある方、子育て中の方などの身近なご相談も受け付けています。</p> <p><b>あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧</b></p> <p><a href="#">目次から探す</a>&gt;<a href="#">福祉・健康</a>&gt;<a href="#">高齢・介護</a>&gt;<a href="#">各種相談窓口</a>&gt;<a href="#">あんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）一覧</a></p> <p><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/006/d00040698.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/006/d00040698.html</a> ページ番号「40698」</p> <p>【お問合せ】介護予防・地域支援課 電話 03-5432-2953 FAX03-5432-3085</p>
22	<p><b>総合支所保健福祉センター（保健福祉課）</b>            保健福祉課では、保健と福祉に関する総合相談窓口として、地域の高齢者やそのご家族の相談に応じ、保健福祉に関する各種サービスの受付を行っています。介護保険に関する相談は、原則としてお住まいの地区のあんしんすこやかセンターが受け付けています。</p> <p><b>総合支所業務案内 保健福祉課</b></p> <p><a href="#">目次から探す</a>&gt;<a href="#">区政情報</a>&gt;<a href="#">区の組織情報・業務案内</a>&gt;<a href="#">業務案内</a>&gt;<a href="#">総合支所業務案内 保健福祉課</a></p> <p><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/011/002/d00007376.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kusei/011/002/d00007376.html</a> ページ番号「7376」</p> <p>【お問合せ】世田谷保健福祉センター保健福祉課 電話 03-5432-2850 FAX03-5432-3049            北 沢保健福祉センター保健福祉課 電話 03-6804-8701 FAX03-6804-8813            玉 川保健福祉センター保健福祉課 電話 03-3702-1894 FAX03-5707-2661            砧 保健福祉センター保健福祉課 電話 03-3482-8193 FAX03-3482-1796            烏 山保健福祉センター保健福祉課 電話 03-3326-6136 FAX03-3326-6154</p>
25	<p><b>高齢者安心コール</b>            高齢者の日常生活でのお困り事の相談を 24 時間 365 日、電話等で受け付けています。そのほか電話訪問(無料。ひとりまたは高齢者だけでお住まいの方対象)、ボランティアによる訪問援助(実費負担。ひとりまたは高齢者だけでお住まいの方・日中おひとりの方対象)サービスがあります。</p> <p><b>高齢者安心コール</b></p> <p><a href="#">目次から探す</a>&gt;<a href="#">福祉・健康</a>&gt;<a href="#">高齢・介護</a>&gt;<a href="#">各種相談窓口</a>&gt;<a href="#">高齢者安心コール</a></p> <p><a href="https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/006/d00007362.html">https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/001/006/d00007362.html</a> ページ番号「7362」</p> <p>【お問合せ】高齢者安心コールセンター電話 03-5432-1010 FAX03-5432-1030</p>

【資料についての問合せ】高齢福祉課事業担当 電話 03-5432-2407 FAX03-5432-3085